

運営規程

<地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス>

(規程の趣旨)

第1条 規程は、株式会社桜十字が、実施する地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス（以下、事業）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は要支援・介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

『基本理念』

利用者様の満足度向上を追求し真心のこもったサービスを提供します。

また、その為に常に感謝の気持ちを忘れず

今後も永続的に進化・改善していくよう努力します。

『運営方針』

1. 利用者様の安全を確保し、利用者様が楽しく、安心して過ごして頂けるようなデイサービスを目指します。
2. 利用者様に対して明るく丁寧に真心をこめて対応します。
3. 利用者様が過ごす「場」の雰囲気大切に、気配り、目配り、耳配り、心配りを心掛けます。
4. 利用者様との信頼関係と友好関係を築くよう努力します。
5. 利用者様、御家族が安心して御利用頂けるよう情報交換を密に行います。
6. 職員間の思いやり、助け合い、声掛け合いを大切にします。
7. 職員が働きやすく、やりがいを持って働ける職場作りを目指します。
8. 他の職員に対して常に感謝の気持ちを持つように心掛けます。
9. 職員間の「報告」「連絡」「相談」を怠らず連携を重視します。
10. 事業所室内の清潔を保ち、整理整頓を心掛け、快適で安全な「場」を目指します。

(事業の取扱方針)

第4条

1. 事業は、利用者の要支援・介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要支援・介護状態になることを予防することに資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。
2. 事業は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3. 事業の提供に当たって計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
4. 事業は、介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
5. 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行う。
6. 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(サービス提供困難時の対応)

第5条

1. 事業者は当該事業所の通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(事業所の名称等)

第6条

1. 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	Let'sリハ 福津
所在地	福岡県福津市花見が丘2丁目18-35

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1人 (生活相談員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
2. 生活相談員 1人以上
生活相談員は利用者の生活向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護の提供を行う。
3. 介護職員 1人以上
医師等の指示のもと、通所介護計画に従ったサービスを実施する。また、サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
4. 機能訓練指導員 1人以上
機能の減衰を防止するための訓練を行う。

上記1から4の職員は、介護予防型通所サービスと兼務とする。

(職務体制の確保等)

第8条

1. 事業者は、利用者に対し適切な事業を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておくこととする。
2. 事業者は、当該事業者の従業者によって事業を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
3. 事業者は、事業従業者の資質の向上のために研修の機会を確保するものとする。

(研修等の計画)

第9条

1. 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

(営業日及び営業時間)

第10条 事業所の営業日及び営業時間、利用定員は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1. 営業日

月曜日から金曜日まで（祝日含む）。ただし、12/31-1/3の期間は除く。

2. 営業時間

月曜日から金曜日まで 8時30分から17時30分

3. サービス提供時間（前号の時間から送迎に要する時間を除く時間）

月曜日から金曜日まで

1単位目 9時15分から12時30分

2単位目 13時15分から16時30分

3単位目 9時15分から16時30分

サービス延長は、原則、行わない。

4. 利用定員

本事業所の利用定員は、最大10名とする。

また、利用定員を超えて事業の提供を行わない。

(サービス計画の作成)

第11条

1. 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画・介護予防型通所サービス計画（以下、通所介護計画）を作成しなければならない。
2. 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
3. 事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
4. 事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交

付しなければならない。

5. 事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(サービス内容)

第12条

1. 通所介護計画の作成
2. 生活指導
3. 機能訓練（マシントレーニング、スクエアステップ、個別機能訓練）
4. 介護サービス（入浴、食事、排泄、整容）
5. 健康状態の確認
6. 送迎

(利用料その他の費用の額)

第13条

1. 基本給付サービス費・加算
事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣等が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載の負担割合による額とする。
2. 基本給付サービス外
通常の事業の地域外に居住する利用者に対して送迎を実施する場合、1日500円徴収するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第14条

1. 事業者は、事業の提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第15条

1. 事業者は、事業の提供を求められた場合は、利用者の被保険者証により、要介護認定の有無や有効期間を確かめるものとする。
また、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、事業を提供するように努めるものとする。

(居宅サービス計画書に沿ったサービスの提供)

第16条

1. 事業者は、居宅サービス計画が作成された場合は、当該計画に沿った事業を提供する。

(利用料等の受領)

第17条

1. 事業所は、法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業者に係る事業サービス費用基準額から当該事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
2. 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、事業に係るサービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
3. 事業者は前2項の支払を受ける額のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができるものとする。
 - 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 二 事業に通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の事業に係るサービス費用基準額を超える費用。

(通常の事業の実施地域)

第18条

1. 事業所が、事業の利用者に対して、通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

福津市

上記外の地域の地域に居住する利用者に対して送迎を実施する場合1日500円徴収するものとする。

(留意事項)

第19条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用に当たっては、通所介護計画に基づいて利用し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (3) 事業所内の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力すること。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 事業所内は禁煙を遵守すること。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(衛生管理、感染症予防等)

第20条

1. 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、当該事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3. 事業所は感染症及び食中毒のまん延防止のための指針を整備し、マニュアル策定、定期的な内部研修実施により職員に周知徹底させるものとする。

(非常災害対策)

第21条

1. 事業者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
2. 事業者は非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、その事を定期的に職員に周知する。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第22条

1. 事業所及び従業者は、サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業所などに報告を行うものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第23条

1. 事業所は、事業を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
2. 事業者は、事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条

1. 事業者は、利用者が正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたときは又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第25条

1. 事業所及びその従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業者などに対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持等)

第26条

1. 事業所及びその従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 事業者は、その従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
3. 事業者は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第27条

1. 事業者は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。
2. 事業者は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業者は、その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止)

第28条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ア 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - イ 虐待防止のための指針の整備。
 - ウ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - エ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 29 条

1. 事業者は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
2. 事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第 30 条

1. 事業者は、事業を提供した際には、提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 31 条

1. 事業所は、法廷代理受領サービスに該当しない事業に係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(身上変更の届出)

第 32 条

1. 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届けなければならない。

(掲示)

第 33 条

1. 事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(地域との連携)

第 34 条

1. 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第35条

1. 事業者は、従業者、設備、会計及び利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

(1) 管理に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
- ウ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- エ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- カ 重要な会議に関する記録
- キ 防災訓練等に関する記録
- ク 苦情内容等の記録
- ケ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- コ 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録

(2) 利用者に関する記録

- ア 利用者台帳（病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの）
- イ 通所介護計画
- ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌
- エ 第11条に規定する検討の経過・結果の記録
- オ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

- ア 収支予算・決算に関する書類
- イ 金銭の出納に関する書類
- ウ 収入・支出に関する書類（介護報酬請求明細等）
- エ 資産に関する台帳
- オ 利用料に関する書類

(補則)

第36条

1. この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

デイサービス Let'sリハ 福津 サービス利用者負担金説明書(R5.8月～)

○地域密着型通所介護

(1)地域密着型通所介護

1回利用毎		3時間以上4時間未満				
要介護1	料金	¥4,262	自己負担 (1割)	¥427	単位	415
要介護2		¥4,888		¥489		476
要介護3		¥5,525		¥553		538
要介護4		¥6,141		¥615		598
要介護5		¥6,788		¥679		661
1回利用毎		7時間以上8時間未満				
要介護1	料金	¥7,702	自己負担 (1割)	¥771	単位	750
要介護2		¥9,109		¥911		887
要介護3		¥10,557		¥1,056		1028
要介護4		¥11,995		¥1,200		1168
要介護5		¥13,433		¥1,344		1308
加算	個別機能訓練加算Ⅰイ					56
	入浴介助加算Ⅰ					40
	介護職員処遇改善加算Ⅰ					算定単位の5.9%
	特定処遇改善加算Ⅱ					算定単位の1.0%
	介護職員等ベースアップ支援加算					算定単位の1.1%

合計 (1回利用毎) 3時間以上4時間未満 入浴なし	要介護1	料金	¥5,227	自己負担 (1割)	¥523	単位	509
	要介護2		¥5,894		¥590		574
	要介護3		¥6,593		¥660		642
	要介護4		¥7,260		¥726		707
	要介護5		¥7,948		¥795		774
合計 (1回利用毎) 7時間以上8時間未満 入浴あり	要介護1	料金	¥9,376	自己負担 (1割)	¥938	単位	913
	要介護2		¥10,906		¥1,091		1062
	要介護3		¥12,457		¥1,246		1213
	要介護4		¥14,028		¥1,403		1366
	要介護5		¥15,569		¥1,557		1516

○介護予防型通所サービス

(1)介護予防型通所サービス

1回毎						
要支援1(月4回以下)	料金	¥3,943	自己負担 1割	¥395	単位	384
要支援2(月8回以下)		¥4,056		¥406		395
1ヵ月毎						
要支援1(月5回以上)	料金	¥17,171	自己負担 1割	¥1,718	単位	1,672
要支援2(月9回以上)		¥35,205		¥3,521		3,428

加算	運動機能向上加算					225
	介護職員処遇改善加算Ⅰ					算定単位の5.9%
	特定処遇改善加算Ⅱ					算定単位の1.0%
	介護職員等ベースアップ支援加算					算定単位の1.1%

合計 (1回利用毎)	事業対象者 要支援1	料金	¥6,757	自己負担 1割	¥676	単位	658
	要支援2		¥6,880		¥688		670
合計 (1ヵ月毎)	事業対象者 要支援1	料金	¥21,043	自己負担 1割	¥2,105	単位	2,049
	要支援2		¥40,525		¥4,053		3,946

※一定以上所得者の方は下記の通り負担金額が変動しますので、ご注意ください。(3割負担は平成30年8月より施行)

所得	年金収入+その他所得が年間280万円以上 (二人以上の場合は346万円以上)	年金収入+その他所得が年間340万円以上 (二人以上の場合は463万円以上)
自己負担金額	2割	3割

デイサービス Let'sリハ 福津 サービス利用者負担金説明書(R5.8月～)

○地域密着型通所介護

(1)地域密着型通所介護

1回利用毎		3時間以上4時間未満				
要介護1	料金	¥4,262	自己負担 (1割)	¥427	単位	415
要介護2		¥4,888		¥489		476
要介護3		¥5,525		¥553		538
要介護4		¥6,141		¥615		598
要介護5		¥6,788		¥679		661
1回利用毎		7時間以上8時間未満				
要介護1	料金	¥7,702	自己負担 (1割)	¥771	単位	750
要介護2		¥9,109		¥911		887
要介護3		¥10,557		¥1,056		1028
要介護4		¥11,995		¥1,200		1168
要介護5		¥13,433		¥1,344		1308
加算	個別機能訓練加算Ⅰイ					56
	入浴介助加算Ⅰ					40
	介護職員処遇改善加算Ⅰ					算定単位の5.9%
	特定処遇改善加算Ⅱ					算定単位の1.0%
	介護職員等ベースアップ支援加算					算定単位の1.1%

合計 (1回利用毎) 3時間以上4時間未満 入浴あり	要介護1	料金	¥5,669	自己負担 (1割)	¥567	単位	552
	要介護2		¥6,346		¥635		618
	要介護3		¥7,024		¥703		684
	要介護4		¥7,702		¥771		750
	要介護5		¥8,400		¥840		818
合計 (1回利用毎) 7時間以上8時間未満 入浴あり	要介護1	料金	¥9,376	自己負担 (1割)	¥938	単位	913
	要介護2		¥10,906		¥1,091		1062
	要介護3		¥12,457		¥1,246		1213
	要介護4		¥14,028		¥1,403		1366
	要介護5		¥15,569		¥1,557		1516

○介護予防型通所サービス

(1)介護予防型通所サービス

1回毎						
要支援1(月4回以下)	料金	¥3,943	自己負担 1割	¥395	単位	384
要支援2(月8回以下)		¥4,056		¥406		395
1ヵ月毎						
要支援1(月5回以上)	料金	¥17,171	自己負担 1割	¥1,718	単位	1,672
要支援2(月9回以上)		¥35,205		¥3,521		3,428

加算	運動機能向上加算					225
	介護職員処遇改善加算Ⅰ					算定単位の5.9%
	特定処遇改善加算Ⅱ					算定単位の1.0%
	介護職員等ベースアップ支援加算					算定単位の1.1%

合計 (1回利用毎)	事業対象者 要支援1	料金	¥6,757	自己負担 1割	¥676	単位	658
	要支援2		¥6,880		¥688		670
合計 (1ヵ月毎)	事業対象者 要支援1	料金	¥21,043	自己負担 1割	¥2,105	単位	2,049
	要支援2		¥40,525		¥4,053		3,946

※一定以上所得者の方は下記の通り負担金額が変動しますので、ご注意ください。(3割負担は平成30年8月より施行)

所得	年金収入+その他所得が年間280万円以上 (二人以上の場合は346万円以上)	年金収入+その他所得が年間340万円以上 (二人以上の場合は463万円以上)
自己負担金額	2割	3割